

大阪府監査委員告示第3号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により、大阪府知事から監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知があったので、同項の規定により当該通知に係る事項を次のとおり公表する。

平成25年2月14日

大阪府監査委員	磯部	洋
同	赤木	明夫
同	清水	涼子
同	和田	秋夫
同	三田	勝久

1 委員意見に対する措置

(広報・啓発及び放流ポンプの操作ルールについて)

監査対象機関名	寝屋川水系改修工営所、東部流域下水道事務所 措置した機関：都市整備部（河川室、下水道室）、寝屋川水系改修工営所、東部流域下水道事務所	
監査実施年月日	平成19年11月1日から平成20年1月22日まで	
	監査の結果	措置の状況
	<p>寝屋川流域総合治水対策では、これまで施設整備を着実に進めてきたところであるが、いまだ整備途上の段階であるので、住民に対してその整備水準を積極的に情報提供するとともに、住民協力を得るための広報・啓発により一層取り組むこととされたい。</p> <p>また、下水道管理者が管理する放流ポンプの運転操作ルールについては、住民の安全に直結するものであるため、豪雨時の被害を最小限に抑えられるルールを早急に策定されたい。</p> <p>(なお、この意見は都市整備部に係る意見ともする。)</p>	<p>(広報・啓発のより一層の取組) 措置報告済み (ポンプ運転操作ルール策定の取組)</p> <p>大阪府都市型水害対策検討委員会において、河川・下水道・防災・法学等の学識経験者とともに、危険水位や対象ポンプ場など、ポンプ運転調整WGでの検討内容についての検証を行いました。</p> <p>同委員会での検証を踏まえ、「寝屋川流域における下水道の雨水ポンプ施設の操作に関する要綱」を策定し、平成24年5月に寝屋川流域協議会において合意を得ました。</p>

2 指摘事項に対する措置

ア 歳出関係

(契約事務の適正かつ適時な執行について)

監査対象機関名	府民文化部（都市魅力創造局文化課）
---------	-------------------

監査実施年月日	平成24年7月18日から同年8月24日まで	
	監査の結果	措置の状況
	「おおさかカンヴァス推進事業作品展示発表にかかる安全管理及び原状回復等業務」に係る委託契約について支出負担行為が大幅に遅れ、契約履行期間が平成23年11月23日から平成24年3月31日であるにもかかわらず、契約日が平成24年3月2日となっていた。	所属職員に対し、地方自治法、大阪府財務規則等関係法令に基づく適正な事務執行を行うよう命じました。 本業務については、計画的な事業実施に努めるとともに、契約事務について今後このようなことがないよう、関係法令を遵守し、適正な会計事務処理に努めます。

(随意契約に係る価格検討について)

監査対象機関名	府民文化部（都市魅力創造局都市魅力課）	
監査実施年月日	平成24年7月18日から同年8月24日まで	
	監査の結果	措置の状況
	「中之島にぎわいの森シンボルツリー点灯イベント運営業務」については2号随意契約し、大阪府財務規則第62条関係第2項第1号に該当するとして、比較見積書を省略していたが、予定価格との対査による契約金額の適正性の検討は行っていなかった。 また、契約書の仕様書には、当該随意契約の根拠となる業務内容についての記載がなかった。	今後、同種業務を発注する際は、類似する事業を行っている企業より参考となる資料を徴し予定価格を作成するとともに、当該予定価格と契約予定金額を対査し契約金額の適正性を検討した上、契約します。 また、仕様書に随意契約の根拠となる業務内容を記載します。

イ 業務関係

(府営公園指定管理者選定に関する行政文書の保存について)

監査対象機関名	都市整備部（公園課）	
監査実施年月日	平成24年6月20日から同年8月3日まで	
	監査の結果	措置の状況
	平成21年度の府営公園指定管理者選定手続において、大阪府行政文書管理規則に基づき保存しておくべき都市公園指定管理候補者選定委員会での選定過程を記した行政文書が保存されていなかった。	指摘事項を踏まえ、平成24年度の府営公園指定管理者選定手続について、大阪府都市公園指定管理者選定委員会での選定過程を記した行政文書の保存を行いました。 今後も、大阪府行政文書管理規則に基づき、行政文書の保存に努め

	ます。
--	-----

3 指示事項に対する措置

ア 歳出関係

(固定資産の取得原価の登載誤りについて)

監査対象機関名	都市整備部（河川室）
監査実施年月日	平成24年6月20日から同年8月3日まで
監査の結果	措置の状況
<p>土砂災害雨量情報システム（統制局）の再調達価額（建設工事デフレーター適用前）140,295,000円を公有財産システムに登載すべきところ、入力担当者が誤って24,000,000円と登載していたものがあつた。この結果、大阪府新公会計制度における開始貸借対照表上も誤った金額により資産計上されていた。</p> <p>公有財産システムへの登載においては、入力担当者のみならず、第三者により、適切な登載が行われているか確認をすべきである。</p>	<p>土砂災害雨量情報システム（統制局）の再調達価額については、140,295,000円に修正しました。</p> <p>今後は、入力担当者のみならず、幅広く公有財産システムの操作等の研修を受講させます。</p> <p>また、月次決算や年次決算等において、公有財産システムの画面コピーと価額を確認できる支出原議を照合するなど、第三者が適切な登載が行われているか確認を行います。</p>

(緊急性の高い防災上の不備に対する対応遅延について)

監査対象機関名	港湾局
監査実施年月日	平成24年7月4日から同年8月3日まで
監査の結果	措置の状況
<p>港湾局は防災情報システム点検業務を委託しており、結果報告書によると防災スピーカーのバッテリー電圧が低下しており、緊急時に正常に機能しない恐れがあることが判明した。この不備に対する補修は、緊急性が高いとされているが、港湾局は当該不備を把握した後5ヶ月を経過した監査時点においても補修等の措置を完了できていない。</p> <p>府民の生命及び財産を守るために、(1)現在発生しているバッテリーの性能に関する不備は直ちに補修するとともに、(2)今後</p>	<p>(現在発生しているバッテリーの性能に関する不備について) 当該不備は、平成24年9月21日に修繕を完了しました。</p> <p>(緊急性の高い不備を把握した際の迅速な対応について) 今後の点検で、緊急性の高い不備を把握した際の対応体制を次のとおり整えました。</p> <p>点検業者が不具合箇所を発見した場合は、速やかな書面報告を、点検整備業務共通仕様書に盛り込み、義務付けました。</p> <p>また、上記報告を受けた際は、直ちに補修を実施することとしまし</p>

の点検で緊急性の高い不備を把握した際は、迅速に対応されたい。	た。
--------------------------------	----

イ 財産関係
(固定資産の実査について)

監査対象機関名	中央卸売市場
監査実施年月日	平成24年6月21日から同年8月3日まで
監査の結果	措置の状況
<p>貸借対照表に計上されている有形固定資産について、現状、定期的かつ網羅的な現物確認等の実査に関する内規の作成及び実査が行われてない。本来、貸借対照表に計上される有形固定資産は、実在性及び使用状況を確認した上で計上すべきものである。したがって、実査を実施できるよう早急に内規を整備し、管理体制を確立する必要がある。</p> <p>さらに、平成26年度から、新地方公営企業会計制度が適用され、減損会計も導入される。減損会計の適用を円滑に進めるためにも、定期的かつ網羅的な実査を行い、遊休資産の有無を確認するとともに固定資産台帳の正確性を検証されたい。</p>	<p>監査結果を受けて、有形固定資産の実査について検討を行い、実査に関する内規を整備しました。</p>

(自己点検チェックリストによる内部統制の構築について)

監査対象機関名	都市整備部（事業管理室、都市整備総務課）
監査実施年月日	平成24年6月20日から同年8月3日まで
監査の結果	措置の状況
<p>都市整備部の出先機関（15箇所）における適正な事務の執行を確保するためには、出先機関を管轄する立場にある都市整備部本庁が、各出先機関に対する統括・牽制機能を発揮することが重要と考えられる。</p> <p>過去の出先機関に係る監査の結果、指摘事項等が多数検出されている状況や、平成23年度公有財産調査の結果、大阪府新公会計</p>	<p>(内部統制の仕組みの構築について)</p> <p>1 庁内Webサイトを活用した情報共有、本庁職員による事務監察の実施等、現在行う内部統制の取組に加え、必要に応じて「自己点検チェックリスト」も活用し内部統制の強化を図ることとしました。</p>

<p>制度の開始貸借対照表作成における資産の現物確認及び台帳への登載が正しく行われていないものが多数検出されている状況を踏まえ、以下の取組を実施されたい。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 過去に指摘のあった事項、誤りのあった事項など、リスクの高い具体的チェック項目について「自己点検チェックリスト」を本庁が作成し、各出先機関に責任をもって自己チェックを行かせた結果を回収、モニタリングするような内部統制の仕組みを構築されたい。 2 特に、平成23年度公有財産調査の対象外となっている約2万件の資産について、資産の現物確認及び台帳への登載が正しく行われているかどうかの自己点検を早急を実施されたい。 	
---	--

ウ 物品関係
(刊行物の棚卸について)

監査対象機関名	府民文化部（府政情報室）	
監査実施年月日	平成24年7月18日から同年8月24日まで	
監査の結果	措置の状況	
<p>府政情報センターにおいては、刊行物について販売管理システム上の冊数と現物の冊数とが整合していることを定期的に確かめる手続（以下「棚卸」という。）にルールが設定されておらず、棚卸の実施状況及びその結果について確認できなかった。</p> <p>刊行物の現物管理を適切に行うため、棚卸ルールを設け、当該ルールに基づき、定期的な棚卸を実施することを検討されたい。</p> <p>また、刊行物は最終的に作成元である各部局に返還されることになるため、棚卸により現物の冊数と管理上の冊数とに差異が生じていることが判明した場合、どのように各部局に報告するか検討されたい。</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 府政刊行物の有償頒布の実施に関する要領第6条に基づき、府政情報センターにおいて、有償刊行物として管理している現物の在庫数と日々更新している販売管理システム上の冊数が合致しているか定期的に確認する手順を定めたところです。 また、合致しなかった際、各部局へ通知する様式を定めました。 2 有償刊行物の在庫確認については、今年度は、既に4月、8月に実施したところですが、新たに策定した上記手順に基づき、10月26日にも実施し、冊数が合致していることを確認しました。 	